名古屋市民オンブズマン　第168号　2007年6月15日

タイアップ NEWS

hp = www.ombnagoya.gr.jp/　e-mail = office@ombudsman.jp

名古屋市民オンブズマン
タイアップグループ機関紙
1995年10月25日第1号発行
事務局:名古屋市中区丸の内3-6-41 liv.ﾋﾞﾙ6F弁護士法人ﾘﾌﾞﾚ内
tel : 052-953-8052
fax : 052-953-8050

自民党名古屋市議会政務調査費住民訴訟

共通経費帳簿の一部が判明

不適正支出の疑い　３分の２が飲食費

自民市議団共通経費帳簿書証として法廷に提出

6月5日高裁で自民党名古屋市議団に支払われた「共通経費」返還を求める住民訴訟第1回弁論が開かれた。

補助参加人の自民党名古屋市議団側から提出された書証に、これまで隠されていた「共通経費」の帳簿と思われる書類が添付されており、ようやく「共通経費」の実態の一部が判明した。

西村氏名誉毀損裁判で提出されたもの

提出された書証は、西村健二元市議団長が自民党名古屋市議団を名誉毀損で訴えている裁判(07/5/23地裁判決西村氏敗訴→控訴中)の、西村氏側から提出された07/5/1付の準備書面。その最後に、西村氏が平成15年度の4～6月分の「共通経費」帳簿の一部と主張する帳簿が添付されていたのだ。

飲食費が３分の２

自民党側が今回の書証を提出してきた目的は現時点では不明だが、帳簿を検討すると飲食費が3分の2を占めており「政務調査費として不適正な支出」ではないかと疑問である。

平成15年4月分の「共通経費」収入120万円のうち、支出が635，821円内訳は、本・新聞代が29，983円、「自由市民」取材活動費・印刷代が174，000円、コピー・ゴム印代が28，050円。飲食費としては、議員総会4回で194，375円、本会議昼食代3回で129，675円、懇親会2回で79，738円となっていた。

自民党名古屋市議団側がどのように主張してくるのか、今後の裁判が注目される。

7/7 オンブズマン&タイアップ合同総会と懇親会

日　時　：　7月7日(土)　総会　午後5時00分　懇親会　午後6時00分～
場　所　：　かっぱ園菜館　(名古屋市東区泉1－9－28)　TEL 052-951－3454
地下鉄高岳1番出口を北(東片端方向)へ2筋で左折、2本目の右側
会　費　：　5000円(飲み物代込み)
申込み　：　FAX(052－953－8050)か電話(052－953-8052)で弁護士法人リブレまで。
懇親会はどなたでも参加できます。お気軽にお申し込み下さい。

日程　：　名古屋市民ｵﾝﾌﾞｽﾏﾝ･ﾀｲｱｯﾌﾟｸﾞﾙｰﾌﾟ　2007年6月以降

月	日	曜日	時間	行　事　・　裁　判　・　催　し	場　　所
7	7	土	17:00	タイアップ＋オンブズマン　総会	かっぱ園
7	9	月	13:15	自民党名古屋市議団政務調査費(個人経費分)住民訴訟　第4回弁論	名古屋地裁1102号法廷
7	17	火	14:00	自民党名古屋市議団政務調査費(共通経費分)住民訴訟　第2回弁論	名古屋高裁
9	15-16	土日		第14回全国市民オンブズマン大会	山形市・ビッグウイング

＊毎週火曜日午後6時半から例会を弁護士法人リブレ(大津橋南100m東側 liv.ﾋﾞﾙ6F)で開いています

引退愛知県議４人が外郭団体に天下り

知事のイニシアチブはゼロ

引退議員外郭団体に慣例的天下り

愛知県議は、議員を引退後慣例的に外郭団体の監事として「天下り」、高額な給与(**週3回勤務で月額30万5000円**)を受けています。

愛知県以外の46都道府県議会に議員OBの天下り斡旋を行っているかを電話で問い合わせましたが、斡旋をしていると回答した議会は1つもありませんでした。

名古屋市長は天下り中止を指示

愛知県と同様の慣例があった名古屋市長は、市議会各会派が外郭団体に「議員天下り」を要請しないよう申し入れたことを受け、外郭団体に対し議員の天下りを受け入れないよう5月7日づけで指示しました。

愛知県知事は天下りあっせん続行を表明

いっぽう愛知県知事は5月9日の記者会見で、議員OBの外郭団体役員就任斡旋をやめるつもりはないと発言しましたので、名古屋市民ｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝは「議会と執行部の癒着だ」と、5月22日愛知県知事に質問状を提出しました。

引退議員の天下りは議会と執行部の癒着

質問状の内容は以下の通り

1. **議員OBの監事が団体に対し、廃止を含む提言することは非常に困難**
2. **議員OBの天下りは議会のチェック機能低下を招く**
3. **議員OBの天下り斡旋をしている自治体は他にない**
4. **「議員OB天下り」は知事マニフェストに反する**

批判の中議員OB４人が天下り

愛知県の担当課、人事課はアンケートの回答期限である5月29日までに回答せず、1週間先延ばししてほしいと連絡があり、なんとその1週間の間の6月1日付で、4人の引退県議が外郭団体に監事として天下ったのです。

天下りの状況は以下の通り

・(財)あいち産業振興機構へ　川口英明氏
・(財)愛知公園協会へ　佐宗靖広氏
・愛知県住宅供給公社へ　高橋則行氏
・(財)あいち水と緑の公社へ　河村滉氏

知事のイニシアチブはゼロ

その後、6月4日付で人事課から回答が来ました。「一部の外郭団体から議員OBの推薦依頼があり、議会に適任者の推薦を依頼した」と記載、まるで単なる仲介をしただけとの意識のようです。最後には、「なお、議会と執行部がチェック アンド バランスの観点から日々緊張感をもって県政運営にあたることは、当然のことと考えます。」とまで書かれています。しかし、ここには知事のリーダーシップは全く見えません。

「チェック アンド バランス」の観点を重視すれば、議員OB天下りを受け入れるのはどう考えてもおかしいのではないでしょうか。

今後、天下りをした議員ＯＢが本当に仕事をしているのか、継続して調査していきたいと思います。　(内田隆)

9／15－16　全国市民オンブズ大会(山形)

佐高信氏を招いて記念講演

今年の全国大会は、07/9/15(土)～16(日)、山形で政務調査費をテーマに行います。記念講演は評論家の佐高信氏です。

今年の全国調査は、全都道府県議・全政令市議・全中核市議への政務調査費意識アンケートです。参加希望の方は、事務局までFAX(052-953-8050)を。

愛知県議・名古屋市議 当選者アンケート

個人への質問に会派で回答

当選者にアンケート

名古屋市民オンブズマンは愛知県議選、名古屋市議選の当選者に対し、政務調査費の現時点での考え方を聞こうと、4月13日アンケートを送りました。今回の統一地方選挙では政務調査費が争点となり多くの候補者が「政務調査費の透明化」を掲げて当選しましたが、具体的にはどのような透明化をお考えなのか、新任期を前に問い合わせました。

ほとんど会派名回答

残念ながら、ほとんどの議員が会派名による一括回答。当選者個人に対して意見を尋ねたにもかかわらず会派でしか回答してこなかったことは納得できません。選挙民は個人に対して投票したのであり、会派に対して投票したのではないのです。選挙中様々な「透明化」の公約を掲げて当選した人もいたが、今回の会派回答のみの結果は不可解です。

全国統一アンケート 全国大会で発表

個人で意見を言わないのか、言えなかったのか。「会派」の存在自体が議会改革を阻害しているように見えます。

9月に山形で行う全国オンブズ大会では、全都道府県議・全政令市議・全中核市議への政務調査費意識アンケートを行います。名古屋市議・愛知県議からどの程度回答がくるのか、全国の議会と比較してどの程度遅れているのかを発表する予定です。

万博誘致食糧費情報公開訴訟

部分公開をめぐる興味深い判決

公務員の氏名 全て公開を命じる

名古屋市民オンブズマンが提訴した愛知万博の誘致時の食糧費の情報公開訴訟で、最高裁第三小法廷はオンブズマンの請求を認め、出席者に公務員と民間人が含まれる場合でも、公務員の氏名を全て公開するよう命じた。 http://www.ombudsman.jp/data/070417.pdf

一審判決 接待元の県職員すべてと外国機関関係者を除く接待先出席者の氏名の公開を命じる

二審判決 上記と同じ

最高裁判決 出席者に民間人が含まれる可能性があるので、差し戻し

差戻二審判決

・民間人のみが出席している場合は出席者氏名非公開
・公務員のみが出席している場合は出席者氏名公開
★民間人と公務員両方が出席している場合、出席者全員の氏名非公開

差戻最高裁判決

★民間人と公務員両方が出席している場合、公務員の氏名公開、民間人氏名氏名非公開

補足意見に注目

今回争点となった部分公開をめぐる判断で、藤田宙靖裁判官が注目すべき補足意見を出した。部分公開について定めた情報公開法6条2項は単なる確認規定である、としており部分公開の規定がない場合には部分公開が許されない、とか個人情報以外には部分公開の規定は適用されない、とかの解釈は事のの本質を見誤ったものである、と述べていること、平成13年3月27日の最高裁判決も法令の解釈を誤ったものとして本来変更されてしかるべきもの、と述べている点である。

少なくとも「一体的な情報」の範囲を最小限の有意な情報に限定すべき、と述べている点や「おそれ」を要件とする非公開事由については部分公開の論点が出てこないことを論証するものとして今後の訴訟でも使えると思はれる。

＊6月13日朝日朝刊記事

［入札の常時監視 名古屋市が開始］

外部専門家と分析下水道や地下鉄工事で談合事件が相次いだことを受け、名古屋市は12日庁内に設けた「公正入札確保監視チーム」による市発注工事の本格的な監視体制に入った。外部の専門家による「公正入札アドバイザー」に助言を求め、談合など不正行為の早期発見や防止に努める。

監視チームは財政、縁政土木、住宅都市、上下水道、交通各局の課長級5人で構成。1カ月ごとに入札参加者数や落札率を分析し、不自然な動きがないかを見極める。アドバイザーは、土木工学が専門の浅岡顕名古屋大教授、元名古屋地裁判事の桜林正己弁護士、公取委OBの横田直和名城大教授の3人。

この日は、監視チームとアドバイザーが初会合を開き、4月分の入札263件について分析。「談合が疑われるケースはない」との緒論に達した。監視チームの勝間実・財政局主幹は会合後、「これまでは談合情報が寄せられた場合にだけ調査に動いたが、今後はデータを蓄積して日頃から談合が行われていないか『常時監視』していきたい」と話した。

愛知県議政務調査費訴訟 敗訴確定

統一地方選挙中の2003年4月分（1ヶ月間）の愛知県議会の政務調査費が全額使われているのは不自然だとして、名古屋市民オンブズマンが約4576万円の返還を請求していた住民訴訟で、最高裁第三小法廷は07/4/24付で市民オンブズマン側の上告を棄却し、敗訴が確定しました。
http://nagoya.ombudsman.jp/data/070424.pdf

提訴した4年前から考えると、各地で政務調査費の不正流用が明らかになり、選挙の争点になるまで政務調査費問題が盛り上がるとは誰が想像できたでしょうか。

この訴訟を通じて、政務調査費の関心を高めることができたと考えております。また、愛知県議会は未だに領収書を市民に公開していません。一刻も早く政務調査費が透明化することを求めます。

デザイン博訴訟差戻し上告審敗訴確定

１７年間の係争にピリオド

1989年に名古屋市で開かれた「世界デザイン博覧会」の赤字隠しのため、名古屋市がデザイン博覧会協会から余った物品や施設を購入したのは違法だとして、名古屋市民オンブズマンが西尾武喜前市長らに約10億3000万円の返還を求めた住民訴訟の差し戻し上告審で、最高裁第二小法廷は4月27日市民オンブズマン側の上告を棄却し敗訴が確定しました。

＊1989／7／15～11／26 デザイン博開催
＊1990／8／24 名古屋市民オンブズマン名古屋市長に対し約10億3600万円の損害賠償を求め提訴
＊1996／12／25 名古屋地裁判決、約10億3600万円全額賠償を命じる
＊1999／12／27 名古屋高裁判決、名古屋市黒字分約2億1000万の賠償を命じる
＊2004／7／13 最高裁判決 2審破棄差し戻し
＊2005／10／26高裁差戻判決 オンブズ側敗訴
＊2007／4／27 最高裁差し戻し棄却 オンブズ側敗訴確定

名古屋高速 入札監視委員会は茶番だ！

5月24日第8回名古屋高速道路公社入札監視委員会があり、名古屋市民オンブズマン・タイアップグループのメンバー2人が傍聴しました。

2007年1月23日の新聞各紙で「名古屋高速でも談合」との報道があってから初めて開かれる入札監視委員会でした。

名古屋市民オンブズマンとしても、2月22日公社と愛知県・名古屋市に対して質問状を出し、3月末に各団体から抽象的な回答が来たこともあり、この入札監視委員会の動向を注目していました。

結論から言えば、「この入札監視委員会は茶番」でした。

公社の契約課長が資料の説明をえんえんとするのみ。しかも、今回の対象が平成18年10月～平成19年3月に入札が行われたものだけで、談合疑惑があった平成18年3月と8月入札分の資料はなし。それに対して、委員が「私は素人ですが」と前置きの上、本当に素人質問を行うのみ。抽出工事も4件と、どのように選ばれたのかさっぱり分からず、しかも抽出工事の議論の際は傍聴不可。

一瞬だけ会場に緊張が走ったのは、委員長が「1月に名古屋高速でも談合、と新聞記事に載っていましたが」と発言したとき。

公社職員が「報道されましたが、現時点では捜査機関から何の連絡もなく、捜査の推移を見守りたいと考えております。公社としては、各入札は適切に行われていると考えています」と発言して終了。

最後の委員長の「講評」では、抽出案件に対して意見はなく、要望としては、談合対策が叫ばれている現在、更なる制度改善、総合入札など検討課題は山ほどあるようだが、頑張ってもらいたい旨話されました。

いいたいことは山ほどありましたが、傍聴人には発言が許可されておらず、泣く泣く帰りました。

一緒に傍聴していた先日会社を定年退職してオンブズマンのメンバーになった人は「いい大人が大勢集まって何を生ぬるいことやっているのか。会社だったら厳しい指摘が次々と飛んでくる。委員も視点さえ定まっていれば、質問も的確にできるだろうに。」と感想を述べました。

次回第9回の入札監視委員会は11月28日（水）午後2時から。

（内田　隆）

【政務調査費】新議員アンケート　回答書

市

FAX 052-953-8050　または郵送で

ご芳名

現時点でのお考えをお聞かせ下さい。

問1．領収書公開について

【ご質問】政務調査費の領収書の公開対象についてのお考えに〇をおつけ下さい。

1．1円以上全ての領収書を公開
2．＿＿＿＿＿円以上の領収書を公開
3．領収書を一切公開しない
4．その他（条件付き公開など　具体的にご記入下さい）

（　　）

問2．活動成果・視察報告書・収支一覧表について

【ご質問】政務調査費を用いた調査活動の透明度を高めるため、活動成果や視察報告書、収支一覧表に関してご検討されていらっしゃればご記入下さい。

（　　）

問3．政務調査費の金額について

【ご質問】現在、愛知県会議員は1人当たり月50万円、名古屋市会議員は1人当たり月55万円が各会派（一人会派を含む）に支給されております。
この金額についてどうお考えですか。〇をおつけ下さい。

1．多い
2．少ない
3．適切な金額だ
4．その他（具体的にご記入下さい）

（　　）

問4．政務調査費の支給対象について

【ご質問】政務調査費の支給対象について、今後どのようにすべきとお考えですか。

1．会派のみに支給（現在と同様）
2．会派と議員個人それぞれに支給
3．議員個人のみに支給
4．その他（具体的にご記入下さい）

（　　）

問5．その他、政務調査費の透明度を高めるため、具体的にご検討していることがございましたらご記入下さい。

（　　）

ご回答日　　年　　月　　日

ありがとうございました。

ご返送先：〒460－0002　名古屋市中区丸の内3－6－41　リブビル6階
名古屋市民オンブズマン　担当：新海・内田　TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

期限：2007年4月27日（金）必着にてお願い致します。

名古屋市会当選者　政務調査費アンケート　　2007年5月　名古屋市民オンブズマン

氏　名	現・新	推薦	領収書公開対象	活動成果・視察報告書・収支一覧表について	月55万円の支給金額について	支給対象について	その他	回答日
横　井　利　明	現	自	50000円以上の領収書を公開	市民の政務調査費への理解を進めるためには、使途を明らかにすることが大切だと考えています。主な使途を公表します。	適切な金額だ	会派のみに支給	政務調査費の使途や領収証の公表など、透明化に向けて、条例作りの議論をすすめます。	2007/5/9
斉　藤　　実	現	自						
浅井日出雄	現	自						
伊　神　邦　彦	現	自						
前　田　有　一	現	自						
坂野　公　壽	現	自						
岡　地　邦　夫	現	自						
工　藤　彰　三	現	自						
丹 羽　宏	新	自	10000円以上の領収書を公開	新人の為、経験して後日回答	新人の為、経験して後日回答	新人の為、経験して後日回答		2007/4/27
梅原紀美子	現	共	1円以上全ての領収書を公開	視察報告書、収支一覧表など全て公開しております。	多い	会派のみに支給		2007/4/24
わしの恵子	現	共	1円以上全ての領収書を公開	視察報告書、収支一覧表など全て公開する。	多い	会派のみに支給		2007/4/23
さとう典生	現	共	1円以上全ての領収書を公開	視察報告書、その他活動報告書。収支一覧表等を公開する。	多い	会派のみに支給		2007/4/27
江上　博之	元	共	1円以上全ての領収書を公開	調査活動内容を有権者に知ってもらうことは議員にとっても大切。提案のものを検討したい。	多い	会派のみに支給		2007/4/25
山　口　清　明	現	共	1円以上全ての領収書を公開	長野県議会の方法など参考にして市民にわかりやすい形式で公開するようにしていきたい。	多い	会派のみに支給		2007/4/23
榑松　順子	新	共	1円以上全ての領収書を公開	活動結果、視察報告者、収支一覧表も公開すべきです。	多い	会派のみに支給		2007/4/23
かとう典子	現	共	1円以上全ての領収書を公開	活動成果、視察報告書、収支一覧表も公開する。	多い	会派のみに支給		2007/4/27
田　口　一　登	現	共	1円以上全ての領収書を公開	活動結果や視察報告書、収支一覧表も公開する。	多い	会派のみに支給		2007/4/23
冨　田　勝　三	現	社	1円以上全ての領収書を公開	費目での支出一覧表は毎年作成している。視察報告書や調査要記などは成果品も公開するべき	多い　私の使用実態からみて400万程度でも可能	議員個人のみに支給	議員は公開によって少しの差異や問題点などをあげつらねれることを恐れている。公開後は2～3年はナラシ運転中として、もし小さな問題処理があっても、公開せず指摘のみにとどめるような配慮を。	2007/4/16

名古屋市会当選者　政務調査費アンケート　　2007年５月　名古屋市民オンブズマン

氏　名	現・新	推薦	領収書公開対象	活動成果・視察報告書・収支一覧表について	月55万円の支給金額について	支給対象について	その他	回答日
のりたけ勅仁	現	民	1円以上全ての領収書を公開 金額を限定することは、全く意味がない。	レポートや報告書も必要であると考えられるが、現在は本会議や委員会などで例示したり、意見したりという形で間接的な報告をしている。全てに報告書が必要となると、時間を要し、是が非でも効率的であるとは考えていない。	その他　余った分は返金する制度であり、年度によって使用金額が変わったりするので多い少ないという表現は示しにくい。	議員個人のみに支給 個人に支給し、領収書を全て公開するべき。会派は隠れみのとなり、全容解明にはじゃまな存在、個人が責任をもって報告すればよい。	初当選以来、自分だけでもと思い、公開してきたが、領収書公開は、活動のさまたげには全くならなかった。個人支給と全額領収書公開を即刻すべきである。	2007/4/16
荒川　直之	現	無	（07/5/8電話で確認）以前から公開すべきだと申し入れている。態度は変わっていない。同じ質問が送られてきたので、今回は無視した。					

民主党名古屋市会議員団 団長　おくむら　文　洋 平成19年4月27日	政務調査費については、今期の議会運営委員会理事会で、鋭意、慎重に検討し、まず、統一した使途基準を作成することが先決であるとして、 作成したところであります。 来期につきましても、議会運営委員会において、政務調査費のあり方について検討するとともに、民主党名古屋市会議員団は、プロジェクトチームを組織して、より透明性の確保に向けての取り組みを進めて参ります。
公明党名古屋市議員団 団長　ひざわ　孝　彦 平成19年4月27日	政務調査費については、領収書の公開に検討して参りたいと思います。その為にも今期は議会として、まず、統一した使途基準を作成することが先決であるとして、統一的な使途基準の要綱を作成したところであります。来期につきましては、議会運営委員会においても、政務調査費のあり方について更に検討するとともに、公明党名古屋市議員団全員がプロジェクトチームになって積極的に取り組みを押し進めて参ります。
自由民主党名古屋市議員団 団長　堀場　章 平成19年4月27日	政務調査費については、今期の議会運営委員会理事会で、鋭意、慎重に検討し、まず、統一した使途基準を作成することが先決であるとして、 統一的な使途基準の要綱を作成したところであります。来期につきましても、議会運営委員会において、政務調査費のあり方について検討すると　ともに、自由民主党名古屋市会議員団は、政務調査費プロジェクトを組織して、取り組みを進めて参ります。

愛知県議会当選者　政務調査費アンケート　　2007．5　名古屋市民オンブズマン

氏　名	現/新	推薦	領収書公開対象	活動成果・視察報告書・収支一覧表について	月50万円の支給金額について	支給対象について	その他	回答日
佐藤夕子	新	民	1円以上全ての領収書を公開	各県の状況を確認し、今後、勉強していきたいと思います。	その他　実際にまだ動いていませんので(経験がないので)回答ができません。調査をしてからお答えします。	議員個人のみに支給と考えておりますが…、調査活動をしてから、なるべく早く回答します。政務調査費について、まず調査したいと思います。	領収書公開をただちにするべきにと思います。皆様との約束なので…　議員個人に条例提出権を認めるべきだと思います。	2007/4/14

自由民主党愛知県議団 団長　岩村進次 平成19年4月25日	平成19年4月13日付けの政務調査費に関するアンケートについては、関連する訴訟が進行中であるため、自由民主党愛知県議団の回答は差し控えさせていただきます。 なお、自由民主党議員団は政務調査費のあり方を検討している本県議会議会運営委員会における協議結果を踏まえて対応する考えであることを申し添えます。
民主党愛知県議員団 世話人代表　かしわぐま光代 平成19年4月26日	平成19年4月13日付けで当選者宛に送付されました「政務調査費に関するアンケート」につきましては、民主党愛知県議員団より下記のとおり回答し、所属議員38名の個々の回答は差し控えさせていただきます。 記 １　昨年、他の地方議会において政務調査費の乱脈な支出実態が明らかになったことなどにより、県民の公費支出に対する視線はより厳しいものとなっている。 ２　民主党県議団としては、県政全般に関する情報公開制度の向上を一貫して求めてきており、議会に関わる情報公開もその例外ではあり得ない。 また、我が議員団は、先の知事選の過程を通じて、政務調査費の公開と議会の政策立案能力の向上を打ち出してきたところである。 ３　以上のような状況を踏まえると、裁判の過程にも留意しつつ、今後の議会活動に関わる情報開示のあり方について、民主党の各級議会との意見調整・合意を目指して議論を進め、前向きな改革案を得て、実行に移すことにしたい。
公明党愛知県議員団 団長　鬼頭英一 平成19年4月25日	ご質問の政務調査費につきましては、関連する訴訟が進行中でありますので、個別の回答は控えさせていただきますが、公明党愛知議員団といたしましては、県議会の議会運営委員会でこの問題につきましては協議していくことになっておりますので、この議会運営委員会での協議結果を踏まえ、具体的な対応をしてまいりたいと考えております。